

第201回国会（常会・令和2年1月20日～令和2年6月17日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法 律 名	所 管	成 立 日	公 布 日	施 行 日	概 要	参 考 資 料
土地基本法等の一部を改正する法律案	国土交通省	令和2年3月27日	令和2年3月31日	令和2年4月一日から施行 (ただし一部を除く)	所有者不明土地の増加や自然灾害の頻発等により、適正な土地の管理の重要性が増大していることと鑑み、適正な土地の管理についての基本理念、土地所有者等の責務等を明らかにし、改めて定めることと並んで、国土調査の促進を図るために、同基本方針に即した国土調査の責務等を明らかにし、改めて定めることとする。また、令和二年度を初年度とする国土境界調査事業十箇年計画を策定し、あわせて、街区境界調査成果の取扱い及び地方公共団体による筆界特定の申請について定める等の措置を講ずる。	資料A
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案	国土交通省	令和2年6月3日	令和2年6月10日	公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行(ただし、一部を除く)	都市の魅力及び防災機能を高め、都市の再生を図るために、同基本方針に即した国土調査の特備計画に定めるとともに、立地適正化計画の記載事項を設けるとともに、立地適正化計画の実現に向けた機能の確保に関する指針の追加、災害危険区域等に係る開発許可の基準の見直し等の措置を講ずる必要がある。	資料B
マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの円滑化に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	令和2年6月2日		公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、一部を除く)	マンションの老朽化等に対応し、マンションの管理の適正化の一層の推進及びマンションの健診等の一層の円滑化を図るため、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成、マンションの除却の必要性に係る認定の対象の拡充、団地内の要除却認定マンションの敷地の分割を多数決により行うことを可能とする制度の創設等の措置を講ずる必要がある。	資料C
賃貸住宅の管理業務の適正化に関する法律案	国土交通省	令和2年6月12日		公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、一部を除く)	社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していくことに鑑み、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の確保を図るため、賃貸住宅管理業を適正化のための運営を確保するとともに、特定賃貸契約の適正化のための措置等を講ずる必要がある。	資料D
個人情報の保護に関する法律案	内閣府	令和2年6月5日		公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、一部を除く)	個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知を義務付け、個人情報の保護の外國における取扱いに対する個人情報を個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規定を含む。	資料E